

クーリング・オフについて

契約解除に関する事項

- ① 契約の申し込みをされた場合、契約書面を受領した日を含む8日間は書面により、役務提供契約の無条件撤回ができます。尚、クーリング・オフに関して、不実のことを告げられて誤認し、又は脅迫され困惑してクーリング・オフをしなかったときは、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでクーリング・オフができます。
- ② クーリング・オフの効力は、書面を発信した時から生じます。
- ③ 受諾者は、クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求しません。
- ④ すでに契約に基づき役務が提供されたときにおいても、受諾者は、当該契約に係る役務の対価その他金銭の支払いを請求しません。
- ⑤ 当該契約に関連して金銭を受領しているときは、受諾者は、速やかに、その全額を返還します。

切手	□□□□□□
	受諾者住所
	受諾者行

契約締結日	○年○月○日
受諾者	全国仲人連合会
代表者又は担当者	○○○
右記日付の契約を撤回します	
●ご住所	
●お申込者名	
●お電話番号	